

## 和歌山地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成24年12月3日(月)午後1時30分から午後4時00分まで

### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

### 第3 出席者

(委員)

岡本賢司, 金木秀文, 金子順一(委員長), 清弘正子, 阪 秀樹, 山東美代, 高橋善久, 月山純典, 富山信彦, 山本正博

(五十音順, 敬称略)

(説明者, 事務担当者又は庶務)

柳澤裁判官, 志賀民事首席書記官, 安井刑事首席書記官, 粟生民事次席書記官, 中辻事務局次長, 安達家裁総務課長, 藪本家裁総務課課長補佐

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 所長あいさつ

#### 3 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

前回委員会では, 裁判所の仮庁舎の場所及び入口の表示が裁判所ウェブサイトになかったので一般の方には分からないのではないかとの御意見をいただきました。そこで, 同サイトに仮庁舎入口玄関の写真を掲載するとともに, 裁判所の所在地図及び周辺案内図に正面玄関の位置を表示することとした。

裁判所では, 今後とも, 利用者に分かりやすい表示やウェブサイトの充実に取り組んでいきたいと考えている。

#### 4 テーマ「配偶者暴力に関する保護命令申立手続」について

##### (1) 手続概要及び事件動向の説明

柳澤裁判官から、配偶者暴力に関する保護命令事件について、手続の概要及び事件動向等について説明が行われた。

(2) 和歌山県における配偶者暴力に関する実情等の説明

山東委員から、和歌山県における配偶者暴力に関する実情等及び和歌山県の取り組みについて説明が行われた。

(3) 意見交換等

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），

●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），

□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

○ 保護命令は、男性が仮に妻に暴力を振るったとして、暴力を振るったことがあればその理由は問わないのか。必ず女性側に立った感覚で保護命令が出るのか。

□ 男性からはその言い分を聞く。男性からは、女性が食事を作ってくれないとか自分が妻から暴力を受けているなどと言ってくるが、基本的には、保護命令の要件があるかを判断することになる。

◎ 家事調停をしていると、理由がない暴力は振るっていないという話が出るが、暴力行為そのものがいけないと伝えている。

○ 保護命令（被害者への接近禁止命令）は6か月とのことだが、それで大体話は終わって、さらに保護命令を継続することはないのか。

□ 保護命令の再度の申立てができる。保護命令を発令したら裁判所の仕事は終わるので、その後実際にどうなったかを知る機会はない。和歌山では再度の申立てはあまりない。

■ 今年11月末までの申立ては、大体30件だが、再度の申立ては1件と記憶している。毎年そのくらいの頻度である。

○ 再度の申立てのない事件は、半年の保護命令で収まっているのか。

□ 収まっているから再度の申立てが出ていないのかどうか、把握していな

い。

- 男性側から依頼を受けた事件が5件くらいあったが、その後に離婚となっている。保護命令事件で暴力亭主のレッテルを貼られ、離婚もやむを得ないとなる。いったん保護命令の申立てがあり退去命令が出たら2か月は自宅に帰れないし、女性と6か月会えないと気持ちも冷めているので、離婚しているのではないか。

◎ 家事調停事件のうち一定数は保護命令の申立てがされていて、保護命令が出ている。通常は離婚の方向で話をまとめざるを得ない。保護命令が出ている間は、調停時にも双方が顔を合わせないように配慮し、調停日を変えることもある。

- 夫の暴力さえなくなれば、というケースで離婚に至るのは多いが、警察に相談に行く方が多く、警察では場合によっては事情を聴きながらチェック方式で申立書を作っているのではないか。もう一度やり直したいという方も手続が進んでいけば離婚になってしまう。やり直しがきく方も離婚になってしまう印象を持っている。

男性からの申立ては皆無ではないか。

- 平成22年4月から担当しているが、1件だけ男性からの申立てがあった。その事件は認容され、それに対し、即時抗告の申立てがされたが高裁も原審決定を維持した。

- 保護命令の申立書はよくできていると思う。裁判所に来た方には渡されているが、法テラスや女性相談所に渡しても非常に助けになる書式である。もう少し様々な所に備え置いてもよいと思う。

- 県の子ども・女性・障害者相談センター（以下「女性相談センター」という。）には備え付けている。被害者は通常は警察や女性相談センターに相談に行っているし、女性相談センターでは申立書の書き方の支援をしている。また、各振興局でも相談員が申立書を持っていて、書き方を支援し

ていると聞いている。

- 今日初めて県のDVセンターがあると聞いたが、おそらく、被害に遭ってもDVセンターにたどり着けない方がいると思うし、様々なところに申立書を置いてもよいと思っている。
- 申立書は警察署にも置いてあった。
- 申立書を作成できる機関であるか否かの問題もある。DVセンターはあまり周知されていない。女性相談センターがDVセンターを兼ねているので、一般の方には分かりにくいと思う。
- ◎ DVセンターは和歌山にもあるのか。各地にあるのか。
- 女性相談センターの女性相談課が支援を実施している。その他の地域は各振興局の福祉事務所に女性相談員がいて、相談を受けており、申立書式も置いている。相談窓口の周知が十分でなく苦慮している。県内の主な相談機関の連絡先を記載した、携帯できるカード（以下「携帯用連絡先カード」という。）を各振興局健康福祉部にも置いている。
- 「申立書を作成できる機関であるか」とはどういうことか。県とか市では、権限がないのか。
- 警察やDVセンターへの相談を経由して申立てがされる。それが申立ての要件となっている。
- そうであれば、申立書をどこにでも置いたらよい、ということにはならないのではないか。
- 法的救済を求めるところ、という意味で発言した。
- 先ほど委員が言った要件だが、基本的には警察やDVセンターに相談に行ってもらうが、警察やDVセンターを経由していないと公証人面前宣誓供述書が必要となる。要件がどうであるかということと、申立書をどこに配布するかというのは別の話である。
- 女性相談センターに行ったら、そこで申立書の説明を受けて、そこから

申立書を提出することが多いのではないか。

- 申立ての多くは女性相談センターの職員が付いてきて、申立書に書く内容も指導しているようである。
- 男女共同参画センターに相談に行ったら、ここでいう要件に該当するのか、又は相談を警察なりに引き継ぐ必要があるのか。
- 携帯用連絡先カードは一般的な相談のために作られたものであるので、そこで相談してきたと言って裁判所に来られたら、警察かDVセンターでの相談をするように指導している。男女共同参画センターに相談に行ってもそこでDVセンターに案内しているようである。また、遠方である新宮とかで振興局で相談を受けたときは、女性相談センターで相談を受けたのと同様として、女性相談センターの長の名で回答書をもっているのので、振興局に相談してもらったら要件をクリアする扱いになっている。
- だいたい、警察に保護命令の相談をしたら申立書を書いてくれて、一方で傷害事件として受け付けるから刑事事件として相手側が逮捕されることがある。警察が受け付けたら、申立人としては冷却期間を設けたい意向であっても、保護命令が出て、離婚の方向に行ってしまう感じを受ける。立法当時は家庭裁判所で手続を行い、家裁調査官が入って調査できるようにするという意見もあったが、緊急性があるとのことですぐに審尋して手続が進んでしまうこととなった。
- 男性は離婚したくない、女性は離婚したいというとき、こういう手続を取られると男性の意思に反して離婚に進むのか。
- 女性側も子どもがいるようなときで、離婚に逡巡しているときでも、こういう手続を使うと離婚に進んでしまう。男性側からは口げんかでちょっと手が出たときでも、女性側からは、怖かった、となる。どこかで修復する、暴力さえなくなれば何とかなる、というのが個人的には思うところである。何か双方の問題があり、つい手が出る、男性が力が強いのもみ合

ってしまう、というのがあっていいのではないかと。

- 女性も頭に血が上って相談するのとそうでないのでは違うのではないかと。暴力は将来的には本当に収まるのか。暴力そのものが癖でない人の割合がどの程度あるのか分からない。
- 今回暴力があり、診断書を出して保護命令申立てをしても、前にも暴力があったら申立書に記載するよう求められ、記載すると、しょっちゅう暴力を振るっているかのように読めるが、そうではなく、暴力亭主というでもない。難しい。
- 啓蒙とかで書かれているDVの概念と、保護命令の対象となるDVは随分違っている。幅広いDVが問題となると思うが、そのギャップが今の話の根にあるのではないかと。暴力は1回でなくても、細かい、保護命令の対象にならないDVはこんなに受けている、という方向になるのではないかと。保護命令の対象とならないDVはどう扱われるのか。
- 男女共同参画センターでは、いろんな相談を受けているので、保護命令の対象とならないDVの相談もある。
- 先日、どこかの警察が逮捕の際にDV被害者の住所等を読み上げた、ということがあったが、裁判所で審理に当たって、申立人を再度呼び出すことがあるとのことだが、そのような場合には、裁判所の中で事故が起こらないよう、十分な対処が必要となるのではないかと。
- その点は十分配慮している。
- DV法でいう暴力以外の、そこまでいかない部分での問題を女性相談センターで解決できればよいと思う。私の経験の範囲では、みなさん保護命令が出たら命令を受けた人は驚いてしまい、これによる萎縮効果がある。ほとんどの人は裁判所からの呼び出しだけでも萎縮してしまう人が多いように思う。
- 申立てを取り下げる制度はないのか。

- 取下げは自由である。取下げの中には、退去命令は打撃も大きいので、却下相当のときに取り下げられたものも含まれる。
- 配布された資料のデートDVのパフレットの内容には違和感がある。ここに書いてあることはすべてDVに当てはまるのか。
- グレーなところもある。人によっては束縛されていることを愛されていると思うケースもあり、難しい。DVと思ったらDVなのだと思う。男女共同参画センターが実施している研修ではこのパンフレットを使用して、DVの被害者にも加害者にもならない教育をしている。こういうのがDVか、というのも確かにある。
- ◎ DVセンターや警察を通さずに直接裁判所に来る方もいるのか。
- この2年間の経験では、直接裁判所にDVの相談に来られて申立てになったケースはない。
- ◎ 警察でも保護命令の相談に援助しているのか。
- 警察に申立書を書いてもらった方もいた。
- ◎ 警察が一定の援助をしているのか。県ではDVの広報をどのようにしているのか。
- 携帯用連絡先カードを携帯電話の会社などにも置いてもらうなどしている。
- どうしてこれがDVになるのか、というのが配布資料にあるが、気を付けた方がよい。セクハラ、パワハラも同様である。
- 県の出すこういう資料は人権啓発の一つなので、幅広く意識を変えて欲しいという傾向が強い。法的に見たら、そこまでDVにならないのでは、というものも含まれている。
- ◎ 裁判所とDVセンターの連携はどうなっているか。
- 裁判所は女性相談センターと県警本部とは、2年に1回くらい意見交換をしている。女性相談センターとは、個別事件について、結構相談を受け

ている。裁判所から申立人が相談を受けた所轄警察署に照会をしても県警本部に話が行っているし、保護命令が出てもすぐに県警本部が対応している。

- ◎ DVのとらえ方の違いや自治体や警察などの取り組みの実情などに関するご意見をおうかがいして、裁判所としてとても参考になった。裁判所としては、今後ともDVについて有効かつ円滑な運用に努めていく所存である。

本日はありがとうございました。

5 次回委員会の意見交換テーマ

「市民にとって身近で利用しやすい裁判所」について

6 次回委員会の開催日時

平成25年6月26日（水）午後1時30分から

7 閉会